

柳川市

次世代育成支援後期行動計画

～子ども・親・地域 ともにはぐくむ子育てのまち柳川～

★ダイジェスト版★



平成 22 年 3 月

柳川市

計画の概要

次世代育成支援行動計画とは？

- 「次世代育成支援行動計画」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを進めるため、市町村が行う子どもと子育てに関わる施策の方向性を定めた行動計画のことです。平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」により、すべての自治体に次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定することが義務づけられました。
- 柳川市では、平成17年度から平成21年度までの5か年を対象期間とする『新「柳川市」次世代育成支援行動計画』(前期計画)を、平成17年3月に策定し、これまで関連施策の推進に努めてきました。
- 今回、この5か年の取り組みをふまえた前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度を対象期間とする『柳川市次世代育成支援後期行動計画』を新たに策定しました。

計画の位置付け

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として策定しました。
- 同法では、地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。)は、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする内容及びその実施時期等を定めるものとされています。

計画の期間

- この計画の期間は、次世代育成支援対策推進法に基づく後期計画にあたり、平成22年度から平成26年度までの5年間となっています。

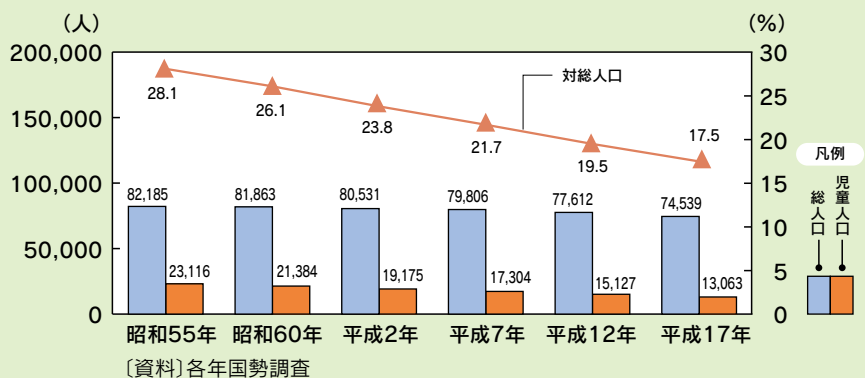
【計画の期間】

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
初回策定		前期計画期間										
			適宜見直し				本計画期間(後期計画)					
							適宜見直し					

柳川市の子育てを取り巻く現状

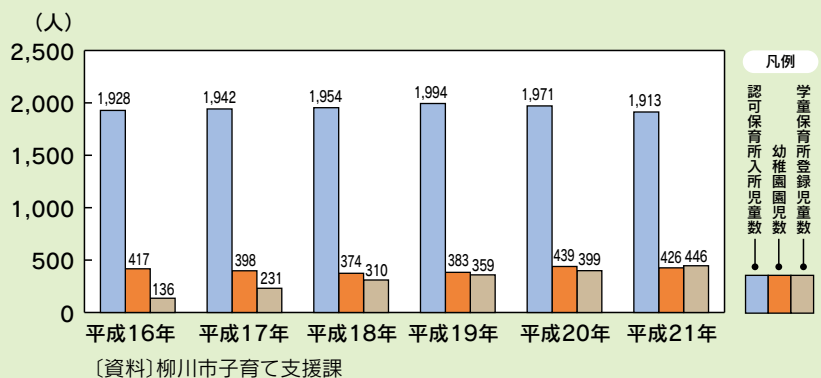
●総人口の推移

柳川市の総人口は減少しています。それに伴って児童人口(0～17歳)、総人口に占める児童人口の割合ともに昭和55年以降減少しており、少子化が進行している状況がうかがえます。



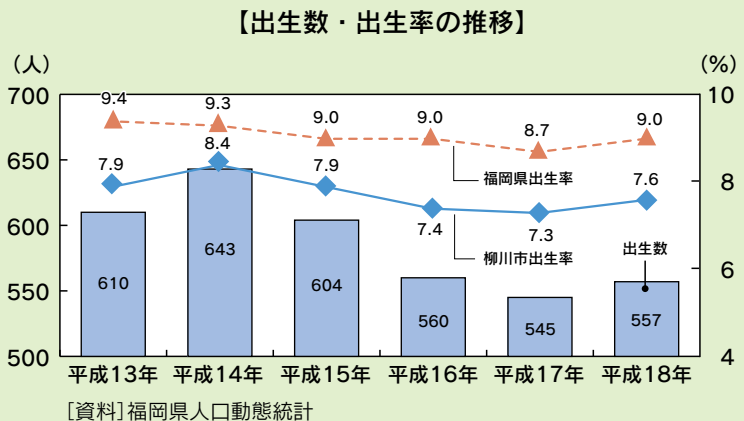
●入所児童数の推移

児童人口の減少に伴い、認可保育所入所児童数は緩やかな減少傾向にあります。一方で、幼稚園の園児数、学童保育所の登録者数は近年、増加傾向にあります。

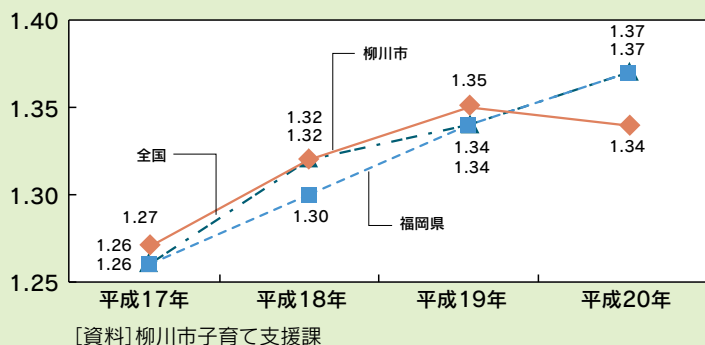


●出生数、出生率の推移

柳川市の出生数は平成14年をピークに年々減少しており、出生率も福岡県の値を下回って推移しています。また、合計特殊出生率も、福岡県、全国の値を下回っています。



【合計特殊出生率の推移】



計画の基本方針

子育ての当事者である親が安心して妊娠期を過ごし、いいお産に臨み、子どもを育てていくためには社会全体で子育てを応援し、すべての子どもが健やかに育つ環境を整えていく必要があります。そして、地域や異世代間の交流などを通じて、さまざまな暮らしの中で日常的に子育てにかかわるなど親になるための学習ができることが望まれます。

一方、子ども自身も、豊かな自然環境や地域の見守りの中で友達と自由に遊び、家族の一員として健やかな日常生活を営み、成長に合った学びが保障されることで生きる知恵や社会性を身につけていきます。また、人々から愛され尊重されて育つことによって自尊心と他者を愛する心が生まれ、やがては自立した、社会に貢献できる大人へと成長していくのです。

このようなことから、「柳川市次世代育成支援後期行動計画」は、法制度に基づき、平成17年度に策定された『新「柳川市」次世代育成支援行動計画』（以下、「前期計画」）の後期計画に位置づけられるものです。前期計画では、次世代の子どもと親、そしてすべての人々がともに支えあいながら育ちゆく地域社会の実現を目指していくことを目的としていました。後期計画においても、この目的の実現を目指すべく、前期計画の基本理念を継承し、社会全体で子どもの健全育成と子育ての支援に取り組んでいきます。

基本理念

**子ども・親・地域
ともにはぐくむ子育てのまち柳川**



基本目標

- | | | |
|---|--------------------------|--------------|
| 1 | 地域における子育ての支援 | 【地域子育て支援】 |
| 2 | 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 【保健】 |
| 3 | 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 【教育】 |
| 4 | 子育てを支援する生活環境の整備 | 【生活環境】 |
| 5 | 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 【家庭と仕事の両立支援】 |
| 6 | 子ども等の安全の確保 | 【安全対策】 |
| 7 | 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進 | 【要保護児童対策】 |

計画の詳細

7つの基本目標ごとの内容は、以下のとおりです。

1

地域における子育ての支援

【地域子育て支援】

1 地域における子育て支援サービスの充実

近年の家族形態や個人のライフスタイルの変化、就労形態の多様化などに対応できるよう、地域における多様な子育て支援事業を展開していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■幼稚園預かり保育事業

(2) 一時預かり保育の充実

■子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

■病児・病後児保育事業(病後児保育)〈施設型〉

■一時預かり事業

(3) 地域における子育て支援の推進

■地域子育て支援拠点事業

■ファミリー・サポート・センター事業

■安全・安心な居場所づくりの推進

■保育所・幼稚園における地域との交流事業

■エンゼルサポート事業

2 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた各種保育サービスの提供を行っていきます。また、この推進にあたっては、サービスの内容が真に住民の子育てに資するものとなるよう配慮していきます。

(1) 多様な保育サービスの充実

■通常保育事業

■延長保育事業

■休日保育事業

(2) 経済的支援の実施

■保育料の軽減

■幼稚園就園に対する支援

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対する子育て支援のネットワークづくりを促進し、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深めていくことで、子どもを持つ家庭だけでなく、地域全体で子育てを支援していくことができるよう子育てに関する意識啓発等を進めていきます。

(1) 情報提供体制の整備充実

■情報提供体制の整備充実

■地域子育て支援拠点事業【再掲】

■子育てサークルへの支援

4 児童の健全育成

児童の健全育成に向けて、地域において児童が自主的に参加し安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進、絵本の読み聞かせ、様々な体験活動の機会の提供などとともに、その担い手となる人材育成や関係団体の連携などを進めていきます。

(1) 児童健全育成事業の推進

■児童館事業

■ブックスタート

■読書感想画募集

■社会教育育成事業

(2) 関係団体との連携

■関係団体との連携

(3) 児童健全育成に関する人材育成

■指導者養成事業

■社会教育委員研修会

■社会教育指導員(地域活動指導員を含む)

■民生委員・児童委員

■子育てサークルへの支援【再掲】

(4) 情報提供・意見交換

■青少年問題協議会

■青少年育成市民会議

■市子ども会育成協議会

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

このほか子どもの事故予防のための啓発等の取り組み、育児不安の解消に向けた相談指導の充実を図っていきます。

(1) 母子保健事業の充実

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| ■ 予防接種事業(乳幼児) | ■ 母子健康手帳交付 | ■ 父子手帳交付 |
| ■ 妊産婦向け母子保健事業 | ■ 乳児向け母子保健事業 | ■ 幼児向け母子保健事業 |
| ■ 妊婦健康診査 | ■ 新生児・産婦家庭訪問 | ■ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ■ 乳児健康診査 | ■ 1歳6ヶ月児健康診査 | ■ 3歳児健康診査 |
| ■ 乳幼児発達事後指導相談 | ■ 乳幼児家庭訪問 | ■ 不妊治療対策助成事業 |
| ■ 健康まつり | | |

(2) 事故予防の推進

- 事故予防の推進

2 「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていきます。

(1) 健康プランに基づく食生活改善の促進

- 健康プランに基づく食生活改善の促進

(2) 食に関する教育・指導の推進

- 食に関する教育
- 出前講座

3 思春期保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する正しい知識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保及び地域における相談体制の充実を進めます。

(1) 相談体制の整備

- スクールカウンセラー活用事業

(2) 薬物乱用防止指導の実施

- 薬物乱用防止指導計画に基づく指導の実施

(3) 性教育等の充実

- 性及び命の大切さに関する教育の充実

4 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境をつくるためには、小児医療体制の充実が不可欠であるため、小児科医の確保、緊急医療体制の整備に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 小児医療体制の整備

- 小児医療体制の整備

5 結婚サポートの推進

少子化の背景にある晩婚化や未婚化などの問題、つまり独身の方々への結婚支援について取り組んでいく必要があると考え、結婚サポートを推進していきます。

(1) 結婚サポートの推進

- 結婚サポートセンター運営事業

1 次代の親の育成

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに取り組むこととされていることから、特に中学生・高校生等次代の親となる世代が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。

(1) 世代間交流事業の推進

- 公民館事業
- 図書館ボランティア

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくため、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成を進める指導方法や学習内容の検討、地域の実態を踏まえた、人的資源、社会資源を活かした教育活動を展開していきます。

(1) 確かな学力の向上

- ICT教育推進事業
- 外国語指導助手の配置(中学校)
- 小学校への外国語指導助手の派遣
- 環境教育の副読本の編集

(2) 豊かな心の育成

- 研究指定校事業
- 関係機関とのネットワークづくり
- 柳川市人権・同和教育研究協議会
- 適応指導教室
- 「要保護児童対策地域協議会」の設置

(3) 健やかな体の育成

- 就学時健康診断
- スポーツ少年団体への支援
- スポーツ大会・関連行事の開催
- 総合型地域スポーツクラブ

(4) 幼児教育の充実

- 幼稚園・保育所・小学校教育の連携
- 幼児教育の充実
- 幼児教育についての情報発信事業

(5) 信頼される学校づくり

- 学校施設の整備

3 家庭や地域の教育力の向上

地域社会全体での子育てを進めていくために、家庭教育についてはすべての教育の出発点であるという認識のもと、学習機会の提供や様々な情報提供を実施します。

また地域に関しては、住民と関係機関の協力により、地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会充実、世代間交流の推進、スポーツ環境の整備などを行い、地域の教育力を向上させていきます。

(1) 地域の教育力の向上

- 学童農園事業
- 市民参画による生涯学習イベント
- 文化芸術振興事業
- 学校農園事業
- 各種講座の開催
- 地域伝統行事等継承団体の育成
- 学校開放事業
- 公民館事業【再掲】
- 生涯学習の推進体制

(2) 家庭教育の充実

- 家庭教育学級
- 親に対する教育

(3) 人材の育成推進

- 社会教育指導員(地域活動指導員を含む)【再掲】

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

様々なメディア上の性・暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、環境浄化活動を進めていきます。

(1) 環境浄化活動の推進

- 青少年育成市民会議【再掲】
- 環境浄化活動
- 福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査

4

子育てを支援する生活環境の整備

【生活環境】

1 良質な居住環境の確保

子育て支援の視点に立った生活環境の整備に向けて、計画的な公営住宅の整備等を進めていきます。

(1) 魅力ある住環境の整備

- 公営住宅の建て替え事業

2 安全な道路交通環境の整備

中心市街地には狭い道路も多く、交通安全上で問題のある場所も見受けられることから、今後は子ども、子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備していきます。

(1) 交通安全計画に基づく道路交通環境の整備

- 交通安全計画

3 安心して外出できる環境の整備

誰もが安心して外出できる環境を整えていくため、既存施設の整理・統廃合、再配置などと併せ、公共交通機関、建築物、道路・公園等のバリアフリー化を推進していきます。

(1) 公的施設等の整備・改善

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 重点施設整備

4 安全・安心まちづくりの推進等

子どもの安全を守るため、犯罪等の被害に遭わないよう、道路、公園等の公共施設の構造、設備、配置等について配慮した環境設計を行います。

(1) 安全な遊び場の確保

- 公園遊具等の安全管理・補修
- 児童遊園の管理

(2) 通学路の安全確保

- 防犯灯の設置



5

職業生活と家庭生活との両立の推進

【家庭と仕事の両立支援】

1 多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等

職業生活と家庭生活の両立に向け、男女が協力しあいながら、多様な働き方の選択、また働き方の見直しを進めるための広報・啓発、研修、情報提供を行っていきます。

(1) 働き方の見直しに関する意識啓発

- 男女共同参画の意識啓発
- 労働関係法規の情報提供
- 女性労働相談の実施
- 事業者への広報

2 仕事と子育ての両立の推進

男女ともに仕事と子育ての両立を進めるための広報・啓発情報提供について、労働者・事業主の双方に向けて進めていきます。

(1) 仕事と子育ての両立支援

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【再掲】
- 事業者向け労働セミナー等の開催
- 男女共同参画を推進する企業の雇用優良表彰および事例紹介
- 幼稚園預かり保育事業【再掲】
- 病児・病後児保育事業(病後児保育)【再掲】
- 一時預かり事業【再掲】
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係団体等の連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進していきます。

- (1)交通安全計画に基づく道路交通環境の整備
 - 交通安全計画【再掲】
- (2)交通安全教育の充実
 - 交通安全教育

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

多発する犯罪等の被害から子どもを守るため、子育て家庭のみならず、地域住民全体の防犯に対する意識の向上と、自主防犯活動を促進するための情報提供、関係機関・団体との連携などを進めていきます。

- (1)防犯ボランティアの支援
 - 子ども110番の家
- (2)防犯体制の充実
 - 安全安心まちづくり条例
 - 関係機関の連携
 - 小中学校安全指導員
- (3)交通事故の防止
 - 交通安全街頭啓発事業

3 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもを巻き込む犯罪や、いじめ、児童虐待等の防止と併せ、被害を受けた子どもの保護を進めるため、被害の早期発見、カウンセリング、保護者に対する助言など関係機関と連携したきめ細かな支援を実施していきます。

- (1)被害を受けた子どもに対する支援
 - 適応指導教室【再掲】
 - 母子生活支援事業
 - 「要保護児童対策地域協議会」の設置【再掲】
- (2)相談体制の充実
 - スクールカウンセラー活用事業【再掲】
 - 家庭児童相談室事業



1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による被害が増大する傾向がみられる中、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまでの総合的な支援と、関係機関の連携による協力体制の構築を進めていきます。

(1) 児童虐待防止に関する体制の整備

- 「要保護児童対策地域協議会」の設置【再掲】
- 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】

- 新生児・産婦家庭訪問【再掲】
- 養育支援訪問事業

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が急増している中、これらの家庭の児童について健全な育成を図るため、地域の現状を把握しつつ、支援の充実を図っていきます。

(1) ひとり親家庭等に対する支援

- 母子家庭等日常生活支援事業

- 保育所や放課後児童クラブ等の利用における配慮

(2) ひとり親家庭等の就業・経済的支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業

- 母子自立支援員

3 障害児施策の充実

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による一貫的な支援と、保護者に対する相談体制など家族への支援についても実施していきます。

(1) 障害児保育・教育への支援

- 障害児保育事業
- 特別支援教育児童生徒の就学補助

- 障害児保育環境改善事業
- 相談窓口の設置



目標事業量の設定

将来人口の推計結果や近年のサービス利用動向等を踏まえて、保育サービスを中心に目標事業量を以下のように定めます。

(児童数)

	平成21年度(現状)	平成26年度(推計)
3歳未満児(0～2歳)	1,685人	1,454人
3歳以上児(3～5歳)	1,755人	1,682人
就学児(6～8歳)	1,942人	1,690人

平成21年度：住民基本台帳人口(4月1日現在)

平成26年度：住民基本台帳人口データ等に基づくコーホート変化率法による推計値

(目標事業量)

事業名		平成21年度 (実績見込)	平成26年度 (目標)
平日昼間の保育サービス			
認可保育所	3歳未満児	826人	896人
	3歳以上児	1,305人	1,438人
延長保育事業		32,351人 17か所	36,157人 19か所
子育て短期支援事業			
ショートステイ事業		1か所	1か所
トワイライトステイ事業		5人 1か所	10人 1か所
休日保育事業		実施なし	727人 1か所
病児・病後児保育事業			
病後児対応型		220日 1か所	2,979日 3か所
一時預かり事業		1,437人 6か所	1,310人 19か所
放課後児童健全育成事業		487人 13か所	630人 19か所
地域子育て支援拠点事業			
センター型		3か所	1か所
ひろば型		1か所	3か所
ファミリー・サポート・センター事業		実施なし	1か所

**柳川市 次世代育成支援後期行動計画
【ダイジェスト版】**

～子ども・親・地域 ともにはぐくむ子育てのまち柳川～

平成22年3月

【発行・編集】

柳川市 子育て支援課
〒832-8601 柳川市本町87番地1
TEL (0944) 73-8111(代)